社会福祉法人○○○会　理事会議事録

令和○年○月○日、理事長○○○○が、理事及び監事に対して理事会の決議の目的である事項についての提案を行い、当該議案について、理事全員からの書面による同意の意思表示及び監事全員からの異議がない旨の申し出を得た。

このため、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第○○条第○項の規定に基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなし、理事会の決議を省略した。

以上経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第２条の17第４項第１号の規定に基づき、本議事録を作成し、議事録作成に係る職務を行った者が記名押印する。

１　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1)議案第○号　〇〇〇〇

議案の概要　〇〇〇〇〇〇〇〇

(2)議案第○号　〇〇〇〇

議案の概要　〇〇〇〇〇〇〇〇

２　議決事項の提案をした理事の氏名

　　理事長　　○○　○○

３　理事会の決議があったものとみなされた日

　　令和○年○月○日

４　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

　　○○　○○

令和○○年○○月○○日

議事録作成者

社会福祉法人○○会

理事(長)　○○　○○

**【参考】**

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年６月２日法律第48号)**

（理事会の決議の省略）

**第96条**　社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（理事会の議事録）

**第２条の17**法第45条の14第６項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

（略）

４　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第45条の14第９項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした理事の氏名

ハ　理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（略）